

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

総社市長 片岡聰一

総社市条例第46号

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例

総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第17条関係） 入浴料等			別表第4（第17条関係） 入浴料等		
区分	単位	料金（消費税等を含む。）	区分	単位	料金（消費税等を含む。）
日帰り入浴（大人）	1人1回につき	800円（入湯税を含む。）	日帰り入浴（大人）	1人1回につき	620円（入湯税150円を含む。）
日帰り入浴（小学生）	1人1回につき	400円		1日利用	930円（入湯税150円を含む。）
日帰り入浴（幼児）	1人1回につき	200円	日帰り入浴（小学生）	1人1回につき	310円
入浴回数券	11回分1冊	市内に住所を有する者 7,000円 (入湯税を含む。) 市外に住所を有する者 8,000円 (入湯税を含む。)	入浴回数券	11回分1冊	520円
温泉スタンド使用料	1回50リットル につき	100円	温泉スタンド使用料	1回 100 リットル につき	100円
備考			備考		
1 略			1 大人の入浴料には、入湯税を含む。		
2 略			2 略		
3 略			3 略		

改 正 後	改 正 前
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
<u>4</u> 幼児とは、4歳以上の未就学の者をいう。	

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。